

登録教習機関の技能講習の廃止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第49条の規定による技能講習の廃止の届出があったので、同法第112条の2第2項第2号及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定により、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	公益社団法人日本作業環境測定協会
登録教習機関の住所	東京都港区芝4-4-5
代表者の氏名	会長 清水 英佑
廃止する講習区分	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習
廃止年月日	令和7年3月31日

令和7年3月27日



東京労働局長

